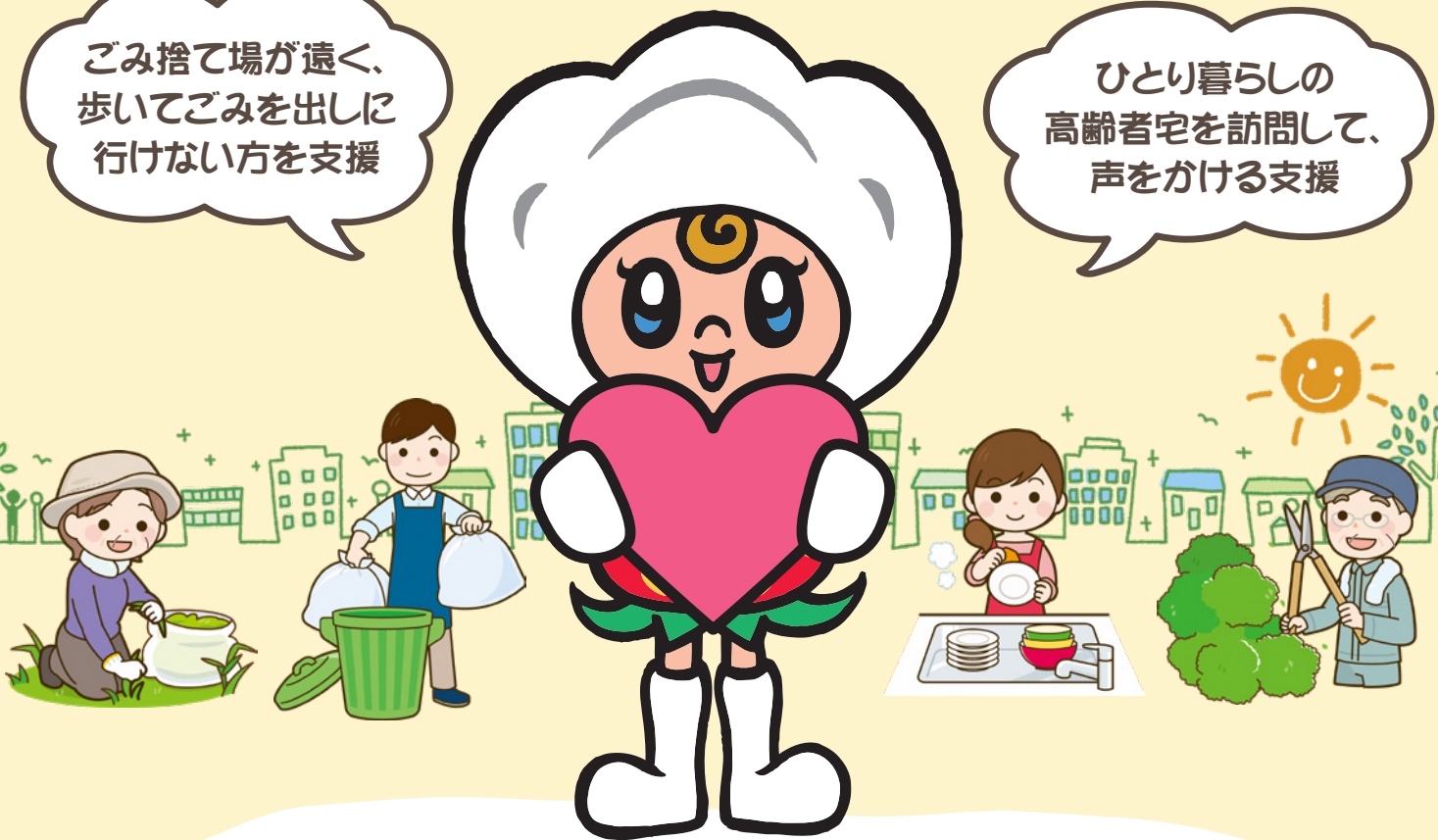


地域共助活動推進事業

を知っていますか？

ごみ捨て場が遠く、
歩いてごみを出しに
行けない方を支援

ひとり暮らしの
高齢者宅を訪問して、
声をかける支援



地域共助活動推進事業とは

少子高齢化が進む中、地域や身近にいる人同士が助け合う「共助」が重要になってきています。

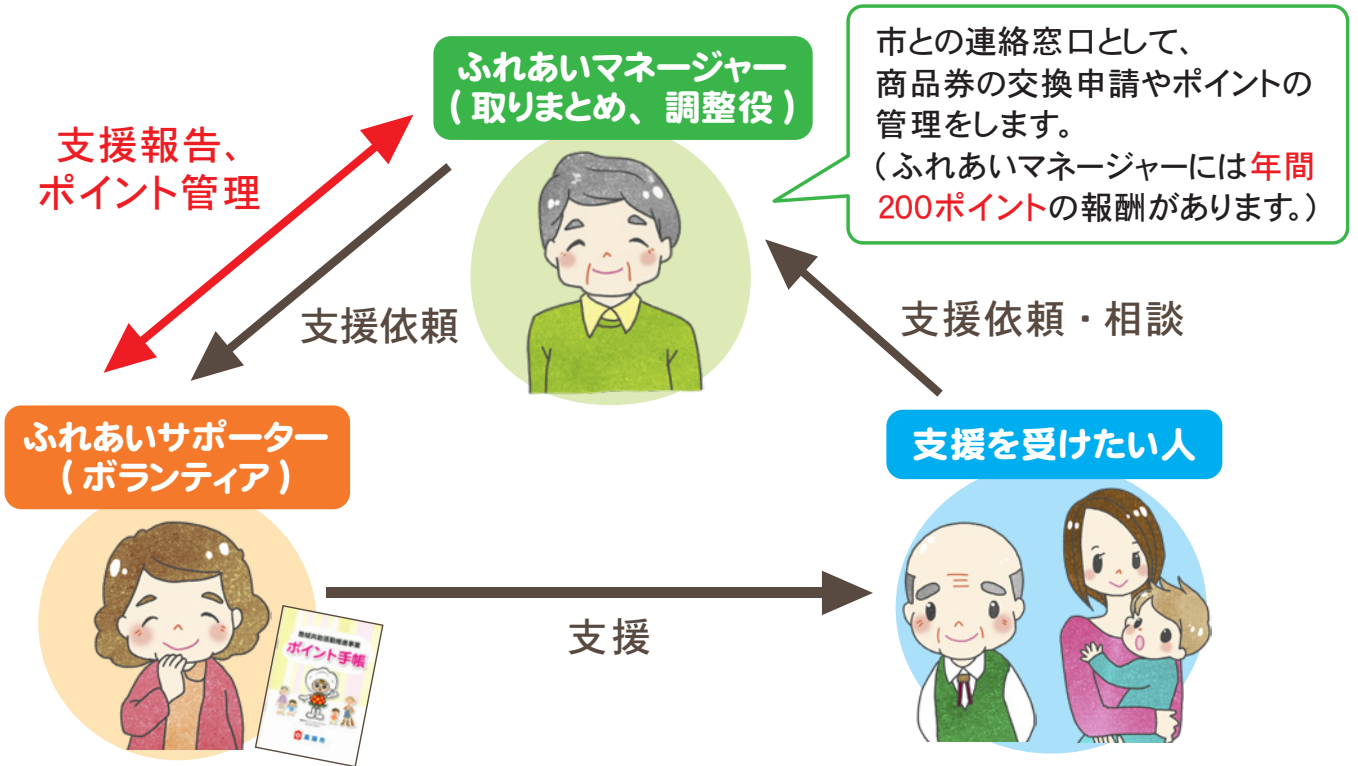
この事業は、市民一人一人が安心して暮らしていくために、お茶飲みや話し相手などといった昔ながらの近所づきあいを通して、地域の共助意識を高めて、市民が主役となって地域課題の解決に取り組んでいただく事業です。

この件に関するお問い合わせ先

真岡市 健康福祉部 高齢福祉課 高齢者福祉係
〒321-4395 真岡市荒町5191番地 電話 0285-83-8195

地域共助活動推進事業の流れ

- 1 それぞれの区で、ふれあいサポーター（支援を行うボランティア）とふれあいマネージャー（ボランティアの取りまとめ役）を選びます。
- 2 支援を受けたい人（高齢者、障がい者、子育て中の親）はふれあいマネージャーに依頼をし、ふれあいサポーターを手配してもらいます。
- 3 ふれあいサポーターには活動に応じたポイントが提供され、50ポイントたまると500円分の商品券と交換できます。



支援の例

【高齢者、障がい者の方向け】

- ・ひとり暮らしの高齢者宅を訪問して、声かけ支援をする。（5ポイント/月）
- ・高齢者、障がい者のごみ出しを支援する。（1ポイント/回）
- ・庭の手入れが難しい方に、草かりの支援をする。（5ポイント/回）

【子育て中の親向け】

- ・小中学生の学習、宿題を支援する。（10ポイント/時間）
- ・未就学児の子守りを支援する。（10ポイント/時間）



注意事項

- この事業は、各区の実情に応じて取り組むことができる「任意事業」です。
- この事業の関係者は、真岡市市民ボランティア活動保険により、万一の事故に備えます。
- 商品券が利用可能な施設や店舗の情報は、商品券と一緒に提供します。
- 支援メニューの利用は、1日1回、2時間以内とします。
- 原則として、介護保険サービスや、障害福祉サービス、ファミリーサポートセンター事業、軽度生活支援事業等、公的なサービスの利用を優先します。
- 支援は、ふれあいサポーターが対応できる範囲での簡単な支援となります。